

電力需給契約書(案)

- 1 品 名 東葛・葛南地区工業用水道南八幡浄水場で使用する電力
- 2 規 格
 - (1)電 気 方 式 交流3相3線式
 - (2)標 準 電 圧 6,000 ボルト
 - (3)標 準 周 波 数 50 ヘルツ
 - (4)契 約 電 力 680 キロワット
 - (5)そ の 他 仕様書に定める規格のとおり
- 3 単 価 別添電力需給契約単価表のとおり
- 4 納 入 場 所 千葉県市川市南八幡2-23-1
千葉県水道局葛南工業用水道事務所南八幡浄水場
- 5 契 約 期 間 平成30年4月 1日から
平成31年3月31日まで
- 6 契 約 保 証 金

上記電力を前記金額をもって購入するにつき、千葉県を甲とし、〇〇〇〇を乙として、次のとおり需給契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の所有する東葛・葛南地区工業用水道南八幡浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約単価)

第2条 契約単価は上記のとおりとする。

- 2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議のうえ価格を改定できる。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結までに、予定使用電力量に電力量料金単価(税込)を乗じて得た額に契約月数に契約電力と基本料金単価(税込)を乗じて得た金額を加算した額の10分の1以上の額を契約保証金として甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 前第1項から第4項の規定にかかわらず、甲が千葉県水道局財務規程（昭和39年水道局管理規程第6号）第145条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

（債権譲渡の禁止）

第4条 乙は、本契約によって生じる権利または義務の全部もしくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度を利用するために、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（供給の保証）

第6条 乙が接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。
2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

（計量及び検査）

第9条 計量は1月を単位とし、計量日は甲乙協議のうえ定めるものとする。乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第10条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 電気料金は、契約電力に基本料金単価（税込）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に力率割引又は割増を行って算出した金額と当該月における使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額（以下「本体料金」という。）に、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを

切り捨てた金額とする。)とする。

- 2 前項の基本料金は契約基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。
- 3 第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。
- 4 乙は、第9条第1項に定めた検査終了後、本条第1項から第3項により算出した電力料金を、月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。
- 5 甲の責めに帰する理由により、甲が前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、乙は、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を甲に請求することができる。ただし、その金額に百円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その金額が百円未満である場合は全額を切り捨てるものとする。

(基本料金単価の改定)

第12条 当該地域のみなし小売電気事業者が、電気需給約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、甲又は乙は、甲又は乙に対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができる。かかる申し入れがなされた場合、甲又は乙は誠実に協議を行うものとする。

- 2 前項の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、甲又は乙は電力需給契約を解除することができる。

(電力量料金単価の改定)

第13条 当該地域のみなし小売電気事業者が、電気需給約款の変更等により、電力量料金単価を改定した場合(当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む)、乙の供給する電力の電力量料金単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。

- 2 前項における当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日とは、改定された電気需給約款の実施日とする。
- 3 当該地域のみなし小売電気事業者が電力量料金単価を改定することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び改定後の電力量料金単価を通知する。

(燃料費調整単価の改定)

第14条 当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整単価を新たに設定、改定または廃止した場合(当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む)、乙が供給する電力の燃料費調整単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止と同一期日をもって、同一の内容の変更を行うこととする。

- 2 前号における当該地域のみなし小売電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止の期日とは、燃料費調整の細目を規定した電気需給約款等の設定、改定または廃止の実施日とする。
- 3 当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整を設定、改定または廃止することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費調整の内容を通知する。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第17条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき理由により、本契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

第19条 前条の規定により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額に当該月から契約期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

3 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、本契約の締結時点における千葉県水道局財務規程（昭和39年水道局管理規程第6号）第171条第1項に規定する違約金の率で計算した額（百円未満の端数があるとき又は百円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(機密の保持)

第20条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(協議)

第21条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(裁判管轄)

第22条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方の記名押印の上各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 千葉県市川市南八幡二丁目23番1号
千葉県
千葉県水道局
葛南工業用水道事務所長 山岡 進 印

乙

印

別紙

電力需給契約単価表

1 基本料金単価（税込）

契約電力 1 キロワットにつき	
基本料金単価	円

2 電力量料金単価（税込）

使用電力量 1 キロワット時につき	
その他季昼間時間単価	円
夏季昼間時間単価	円
ピーク時間単価	円
夜間時間単価	円

(注意)

1. 基本料金単価は、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
2. 電力量料金単価は、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
3. 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
4. その他季とは、4月1日から6月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
5. ピーク時間とは、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、休日等の該当する時間を除く。
6. 昼間時間とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び休日等の該当する時間を除く。
7. 夜間時間とは、ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。
8. 休日等とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額に当該月から契約期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額に当該月から契約期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与してい

るものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に電力量料金単価(税込)を乗じて得た額に当該月から契約期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価(税込)を乗じて得た金額を加算した額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。